

訪問看護ステーションの管理者の方へ

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種については、まずは医療従事者等への接種を行うこととされていることから、貴所の医療従事者等に対してワクチン接種の意向確認をお願いします。また、医療従事者等については、医療機関ごとと同じ接種施設で接種を受けていただくことになる予定です。

具体的な事務の流れについては、下記をご参照のうえ、円滑なワクチン接種に向けてご協力をお願いいたします。

- 1 接種予定者数等調査票（様式1）を提出
対象者に接種の意向を確認のうえ、接種予定者数等調査票（様式1）を提出
医療従事者等の範囲：「医療従事者等の範囲について」参照
○提出先：香川県訪問看護ステーション連絡協議会
○提出期限：2月10日（水）
注）既に医療関係団体等から、ワクチン接種の案内を受けてご回答されている場合は、本案内への対応は不要です。
- 2 医療従事者等優先接種予定者リスト（エクセル様式）を提出
○提出先：香川県訪問看護ステーション連絡協議会
○提出期限：2月15日（月）
○提出方法：原則メール
→エクセル様式に入力できない場合は、手書きしたうえ、香川県訪問看護ステーション連絡協議会あてにFAXする。
→接種予定者数等調査票（様式1）と医療従事者等優先接種予定者リストは一致させる。
- 3 接種券付き予診票の配布
・2月中旬以降に2で提出した医療従事者等優先接種者リストをもとに発行された接種券付き予診票（2枚）が香川県訪問看護ステーション連絡協議会から送付されるので、対象者へ配布
・その後、接種場所及び日程を香川県訪問看護ステーション連絡協議会から通知
- 4 接種場所及び日程について
接種場所及び日程の決定方法については、調整中

【参考】

各種様式は、下記URLからダウンロードできます。

「訪問看護ステーション」をご覧ください。

[https://www.pref.kagawa.lg.jp/yakumukansen/kansensyoujouhou/kan
sen/covid19vaccineyusen.html](https://www.pref.kagawa.lg.jp/yakumukansen/kansensyoujouhou/kan
sen/covid19vaccineyusen.html)